

第16条 理事会は過半数の参加をもって成立するものとする。

第5章 コース運営

第17条 コース開催の際には、CMD（コースメディカルディレクター）、CC（コースコーディネーター）を置く

第18条 CMDは医療資格者（医師、看護師、救急救命士等）とし、コースの質を確保する

第19条 CCはコースの運営責任者とする

第6章 規約の改定

第21条 本規約の改定は理事会の議決による。

本規約は平成18年4月1日より施行する

Heart Saver Japan 細則

第1章 資格

第1条 HSJプロバイダー

HSJプロバイダー養成コースを受講し、認定基準(筆記試験、実技試験とも60%以上)を満たした者はHSJプロバイダーと認定される。有効期間は3年とする。

第2条 HSJプロバイダーIA (IA:インストラクターアシスタント)

HSJプロバイダー養成コースを受講し、認定基準(筆記試験、実技試験とも80%以上)を満たした者はHSJプロバイダーIAと認定される。有効期間は1年とする。

本資格取得者はインストラクターコース受講資格を有する。

本資格取得者はHSJコースにおいてインストラクター補助としてインストラクションすることができる。

第3条 HSJプレインストラクター

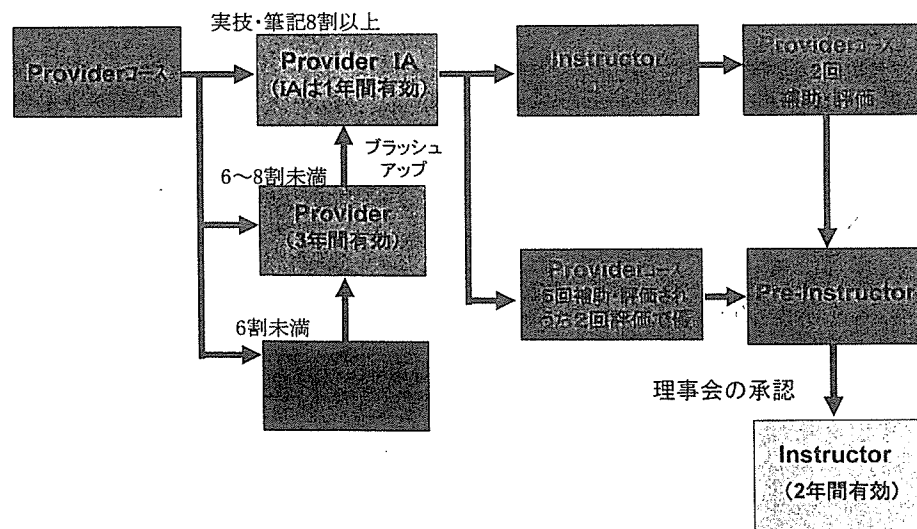
プレインストラクター資格はプロバイダーIA取得者が取得することができる。プレインストラクター資格取得には以下の2つがある。

- ① プロバイダーIA資格取得後、インストラクターコースを受講する。その後、HSJコースにおいてインストラクター補助としてインストラクションをし、インストラクターに資質ありとの評価を2コースにおいてされた者はプレインストラクターと認定される。
- ② プロバイダーIA資格取得後、HSJコースにおいてインストラクター補助としてインストラクションをし、インストラクターに資質ありとの評価を2コースにおいてされた者はプレインストラクターと認定される。ただし、評価された2コースを含め5コース以上のインストラクター補助経験が必要。

第4条 HSJインストラクター

プレインストラクターとなったものは、さらにHSJコースにおいて指導を担当し、その指導能力についてインストラクターに評価され、理事会の議を経てインストラクターに認定される。インストラクター資格の有効期間は2年とする。インストラクター資格更新には、2年間に2回以上のインストラクターコースまたはプロバイダーコースにおける指導経験が必要である。

資格取得までの過程



第2章 コース実施要綱

第5条 インストラクター養成コース

1 受講資格

HSJプロバイダー I A資格（もしくは同等のBLS+AEDプロバイダー資格）を持っていること

2 開催要件

（別に定める）

3 コースカリキュラム

HSJインストラクターマニュアルの第7章BLS+AEDコース開催要領のB.一般市民を対象としたBLS+AED講習（インストラクター養成コース）の概要に準拠すること

第6条 プロバイダー養成コース

1 受講資格

BLS+AEDを学びたいと思う者なら誰でも受講可能

2 開催要件

（別に定める）

3 コースカリキュラム

HSJインストラクターマニュアルの第7章BLS+AEDコース開催要領のA.一般市民を対象としたBLS+AED講習（プロバイダー養成コース）の概要に準拠すること

第3章 規約の改定

第7条 本細則の改定は理事会の議決による。

本細則は平成18年4月1日より施行する